

第30回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成18年3月27日

開 催 場 所 ホテルアウィーナ大阪

第30回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後2時

司会（児林補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第30回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、環境農林水産部みどり・都市環境室の児林でございます。どうかよろしく申し上げます。

皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の草川からごあいさつ申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。

第30回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の先生方には、年度末の何かとお忙しい中を御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政はもとより、府政の各般にわたり、御支援、御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議会では、諮問案件が2件ございます。まず、人の健康や生態系への有害な環境が懸念されます有害化学物質について、その環境リスクの低減を図るため、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方についてお諮りをさせていただきます。

また、大阪府廃棄物処理計画の改定につきましては、廃棄物の減量化や適正処理を図るため、本審議会でご答申をいただき、平成17年度を目標年度とする現計画を平成14年3月に策定いたしました。昨年5月に示されました、国の基本方針の改正も踏まえまして、平成22年度を目標年度とする、新たな計画に改定するためお諮りするものでございます。あわせまして、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

このほか、報告案件といたしまして、専門部会で御決議いただきました、温

泉部会における決議事項、それから、平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、それぞれ部会から御報告をいただきます。それから最後に、悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について、事務局から御説明を申し上げます。盛りだくさんでございますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

結びに、本日の審議が実り多いものとなりますよう、委員の先生方の忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。それでは、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

司会（児林補佐） 本日の出席委員でございますが、まだお見えになっていない委員の方もおられますが、委員定数43名のうち、現時点で25名の御出席をいただいております。大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日は、まず資料1-1、及び2-1より、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

草川環境農林水産部長 それでは、私から知事に成りかわりまして諮問を申し上げます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（諮問）。このことについて諮問します。これが一つでございます。

それから、廃棄物処理計画の改定について（諮問）。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第3項の規定に基づき、廃棄物処理計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

司会（児林補佐） それでは、これ以降の議事につきましては、南会長にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

南会長 それでは審議に入りますが、皆さん、お忙しい中、年度末、いろいろ

御多用の中を、この本審議会に御出席いただきましてありがとうございます。
議事進行に対して、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

早速ですが、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、議事1でございます。ただいま部長から知事にかわつての諮問をいただきました、この揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について、事務局の方から説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

武村環境保全課長 環境保全課長の武村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から資料に従いまして、諮問の背景、内容などを説明をさせていただきます。

まず、本日、お手元にお配りいたしております、新しい資料1-2、先ほど説明をいたしました二重線で囲ったものでございますが、これと正誤表と表題をつけた資料をごらんいただきたいと思います。

事前に各委員に送らせていただきました資料1-2の、2ページの右下のグラフに、若干の数字の誤りがございましたので、正誤表の下線を引きました数字のように排出量を修正をさせていただきますして、その部分を修正した資料を、本日お配りをいたしております。したがいまして、その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

それではまず、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。ここでは、本日の諮問の内容などを説明するに当たりまして、前提となります、我が国における化学物質対策の基本的な考え方や全体的な枠組みについて、要約してお示しをいたしております。

まず現在、我が国で使用されている化学物質は、数万種類と推定されておりました、これらの化学物質をさまざまな用途に使用することによって、豊かな現代社会が成立をいたしております。一方、これらの化学物質の中には、大気や水質などの環境を経由して、人や生態系に悪影響を与えることが懸念されている物質もございます。このため、化学物質の製造や取り扱い、そして環境への排出を規制する法制度、さらには化学物質に対する自主的な管理を促進するような法制度などが順次整備されてまいりました。現在は、事業

者による自主的な化学物質管理の取り組みを基盤としつつ、有害性の高い物質や排出量の多い物質・施設につきまして、個別法に基づき、環境への排出等を規制するという枠組みが、我が国における化学物質対策の基本となっております。

次に、その具体的な内容でございますが、まず、製造や使用などの段階での規制の例といたしまして、化学物質審査規制法、農薬取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律などがございます。

次に、環境への排出段階での規制の例といたしましては、国のレベルでは、大気汚染防止法や、水質汚濁防止法などによる排出の規制がございます。また、府のレベルでは、大阪府生活環境の保全等に関する条例、以降、単に条例と呼ばせていただきますが、この条例による横出しや上乗せなどの排出の規制がございます。

最後に、事業者による自主的な取り組みの促進でございますが、これにつきましては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、P R T R法と略称されておりますが、この法律や大気汚染防止法によるベンゼン等の有害大気汚染物質と揮発性有機化合物に関するものがございます。府におきましても、条例に基づき制定をいたしました、大阪府化学物質適正管理指針により、大気への排出抑制を目的として、事業者による自主的取り組みを促進してきたところでございます。

それでは、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

次に、本日諮問をさせていただきました一つ目の課題でございます、揮発性有機化合物対策について説明をさせていただきます。

まず、揮発性有機化合物というのはどんなものかということでございますが、二つ目の丸に記載いたしておりますように、塗料、インキに溶剤として含まれます化学物質名ではトルエンやキシレンなど、大気中に排出され、または飛散したときに気体である有機化合物を総称したものでございまして、種類は主なものだけで約200にも上ると言われております。環境への影響の観点から見ますと、大気中に排出されました揮発性有機化合物は、光化学オキシダントや、浮遊粒子状物質の原因物質の一つとされております。

次に、大阪府における対策のところをごらんください。

揮発性有機化合物の対策についてですが、大阪府では、先ほど御説明いたしました、環境への排出段階での規制として、条例による規制を平成6年11月から実施しております。なお、条例では、揮発性有機化合物と同じ物質を炭化水素類と呼んで規制をいたしております。

具体的には、排出源となります24種類の施設を対象として、施設の構造ですとか、一定の構造を有する排ガス処理施設の設置などの規制を設けております。また、大規模な塗装工場の場合には、工場全体からの排出量について規制を設けております。さらに、条例で規制しておりません建築現場などの塗装などからの排出を抑制するため、要綱をつくって自主的取り組みを促進してきております。

次に、国における対策のところをごらんください。

こうした中で、国におきましては、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、排出の規制と事業者の自主的取り組みにより、揮発性有機化合物の排出をトータルで抑制するための制度が導入されたところをございまして、本年の4月1日から全面施行されることとなっております。

法に基づく排出規制の内容は、排出源となります9種類の施設を対象に、条例の規制は、施設の構造などではありますが、法律は、排出口における排出濃度で規制することとなっております。ただし、規制が適用される施設は、かなり大規模な施設のみが対象となっております。

また、法に基づく対策のもう一つの柱でございます、事業者による自主的取り組みにつきましては、その促進のための方策や効果を検証するための枠組みを、現在、中央環境審議会で検討中のございまして、近々、取りまとめられる予定と聞いております。なお、検討されている主な内容を資料に示させていただきます。

次に、大阪府域における固定発生源からの排出量についてですが、棒グラフにもございますように、平成2年度の年間約12万トンから、平成12年度では、年間約8万4,000トンと30%減となっており、平成16年度では、年間7万5,000トンと約37%減と減少しておるところでございます。

3 ページをごらんください。

次に、府域における浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの推移を図で示しておりますが、浮遊粒子状物質は低下傾向を示しておりますが、光化学オキシダントは横ばいの状況でございます。

また、光化学スモッグにつきましては、注意報の発令回数は、近年も毎年10回前後の発令があり、数十人から100人規模の被害の訴えがある年もございます。

以上のような状況を踏まえ、今後、御検討をいただくに当たっての基本的な視点を、課題のところに書かせていただいております。

まず、排出量は、先ほど御説明いたしましたように、条例規制が始まる前と比べるとかなり減少しているところではありますが、光化学オキシダントの状況や光化学スモッグの発生状況を見ると、一層の排出抑制が必要と考えられます。なお、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの、もう一つの原因物質であります窒素酸化物につきましては、自動車NO_x・PM法などにより、その削減対策が講じられているところでございます。

次に、二つ目の視点といたしまして、府条例に基づく対策のこれまでの成果等を踏まえますとともに、自主的取り組みを含む法制度との整合を図りつつ、効果的な排出抑制対策のあり方について検討する必要があるということでございます。

以上が、揮発性有機化合物対策のあり方についての説明でございます。

次に、4 ページをごらんいただきたいと思っております。

本日、諮問させていただいた二つ目の課題でございます化学物質対策のあり方でございますが、これは化学物質に関する事業者の自主的取り組みを、どういうふうにして促進をしていくのかという問題でございます。

大阪府における対策というところをごらんください。まず、大阪府では、大気中への排出の抑制を目的といたしまして、条例に基づく、大阪府化学物質適正管理指針を制定し、平成7年5月から取り組んできたところでございます。この指針では、発がん性や慢性毒性の観点から、123物質を対象とし、製造業で一定量以上を取り扱う事業者に対し、それらの物質を管理するための

規定類の作成と取扱量の記録、そして、それらの府への報告などを規定しております。

次に、国における対策ですが、事業者による自主管理の改善の促進を目的として、平成13年4月にP R T R法が施行されております。P R T R法では、発がん性や慢性毒性に加えまして、生殖や発生毒性、生体毒性、これは動植物の生息や生育に支障を及ぼすおそれということもございますが、それに、その他の生体毒性、さらにはオゾン層破壊物質などの435物質を対象として、一定量以上を取り扱う事業者に対して、国の指針に留意した化学物質の管理、大気、水、土壌への排出量や、下水道への放流や廃棄物としての移動量の把握と、都道府県経由での国への届け出などの規定が設けられております。

次に、府域におけますP R T R法に基づく届け出の集計結果ですが、これを4ページの棒グラフに示しております。平成15年度から、届け出が必要となります事業者が拡大されましたので、平成13年度と平成14年度、そして平成15年度と平成16年度をそれぞれ比較いたします。

まず、大気や河川等への排出量、左側の棒グラフですが、平成13年度に比べ、平成14年度は2割程度減少しております。また、下水道への放流や、廃棄物としての移動、これは右側の棒グラフですが、これは1割程度の減少となっております。

次に、平成15年度と平成16年度の比較でございますが、排出量は4%程度の減少、移動量は8%程度の減少となっております。

5ページをごらんください。次に、他の都道府県との比較についてでございますが、国におきましては、事業者からの届け出をされた分に取扱量が少ないなどのため、届け出との対象となっていない事業者の分や自動車、家庭などからの分を推計をいたしまして加えました全排出量が示されております。そこで、それによりまして、他の都道府県と比較してみますと、府域の排出量は、平成16年度におきまして、愛知県、東京都、静岡県、埼玉県に次いで、全国第5位となっております。

また、化学物質の種類について見てみますと、円グラフに示しておりますように、化学合成の原料や溶剤に用いられているトルエン、ジクロロメタン、

キシレンなどの揮発性有機化合物に該当する物質が排出量の多くを占めております。

以上のような状況を踏まえ、今後、御検討をいただくに当たっての基本的な視点を、課題のところに書かせていただいております。

まず、1点目ですが、これまで御説明いたしましたような状況から、化学物質の管理につきまして、事業者の自主的な取り組みを促進するための仕組みの整備が必要でございます。

次に、そのため、条例に基づき制定されました管理指針に基づく取り組みを、P R T R法などとの整合を図りながら、P R T R法等の法律の規定だけでは不十分な点を補完できるようなものにする必要がございます。

具体的な点としては、対象範囲を大気への排出抑制だけでなく、水への排出抑制や廃棄物の減量化までを含む、総合的な化学物質管理とすることが必要でございます。また、対象物質を、P R T R法の対象物質選定の考え方を踏まえ見直すことが必要でございます。さらには、化学物質管理に係る基礎的な情報でございます化学物質の取扱量、これはP R T R法では届け出る仕組みとなっておりませんので、この取扱量などを把握・届け出る仕組みを継続することなどが必要と考えております。

また、事故や自然災害など、緊急事態発生時に備えるような危機管理対策の検討が必要と考えております。

以上が、化学物質対策のあり方に関する説明でございます。

なお、揮発性有機化合物と化学物質の対策は、相互に密接な関係があることから、両方あわせて御検討願えればというふうに考えております。

次に、検討のスケジュールでございますが、今回の検討内容は、かなり専門的なものとなりますことから、事務局といたしましては、専門部会を設けていただいで検討していただくのがよいのではないかと考えております。

そこで本日諮問させていただきましたが、8月ごろに中間的な検討結果がまとまった時点で御報告し、御意見を伺う機会を設け、最終的には、本年の11月ごろに答申をいただけたらと考えております。

以上が、諮問の背景や検討いただきたい内容等の説明でございます。

なお、諮問文の裏面の説明というところには、今、御説明いたしましたことを要約して書いてございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうかよろしく願いをいたします。

南会長 武村課長、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、あるいは御意見などございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

どうぞ、小谷委員。

小谷委員 御説明を聞きまして、光化学スモッグの発生状況の原因の物質の一つである揮発性有機化合物について、一層の排出抑制が必要ということが理解できました。光化学オキシダントは、近年横ばいということもありますので、より一層抑制して、環境をよくしていかないといけないという状況がよくわかりました。

それで、このたびの国の法改正の内容を見ますと、今の御説明にもありましたけど、規制基準が、排出口における排出濃度基準というふうになっております。それで、VOCというか、揮発性有機化合物の排出口での濃度規制ということですが、本来は、拡大生産者責任の立場に立って、例えば塗料メーカーであれば、低VOC製品を開発、販売するとか、また、排出事業者責任として、自動車メーカーであれば、低VOC製品を塗装に使用するというようなことで、大幅に排出を削減していくということが基本だと思いますので、これから検討されていくときに、こうした拡大生産者責任という立場も踏まえて、ぜひ検討していただきたいということを意見として述べておきます。

南会長 ありがとうございました。

ただいまの小谷委員のご発言は、今後の検討を進める上で、十分にこのような視点を酌み取るようという要望とに承ってよろしゅうございますか。特に事務局からの回答を必要としますでしょうか。これを踏まえてでよろしゅうございますね。

小谷委員 はい。

南会長 ありがとうございます。

武村課長、どうぞ。

武村環境保全課長 ちょっと今の御質問に対する補足でございますが、国の今回の揮発性有機化合物の削減ということにつきましては、基本的な考え方として、12年度の排出量に対して、22年度を目標に3割程度削減をしようという考え方がございまして、そのうちの排出口での規制措置によって1割程度を削減すると。あと残りの2割程度を自主的な取り組みによって削減しようと、こういう考え方に立っております、今、御指摘のような点につきましても、やっぱり自主的な取り組みの中で、検討課題ということで考えられておるといふふうに私も理解しておりますし、私どもも実は、条例の方の部分につきましても、塗料等については、実は使用する塗料に含まれる揮発性有機化合物の含有量について一定の規制を設けておりまして、今、先生が御指摘のような視点も含んだ規制が既にございまして、今の視点について、あわせてそういうことで御検討をいただければというふうに考えております。

南会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかは、特に御質問、御意見、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

南会長 それでは、この案件というのは、ちょっと事務局の方の説明にもありましたが、非常に専門的なところが多いということ踏まえまして、専門部会を設けて、新たに部会設置ということで、集中的に検討いただくのがよいのではないかとこのように考えます。そのために、まず新たな部会の設置、そうして、その結果をこの本審議会で御議論いただくと、そういう方向で進めたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 では、特に御異論もなく、その方向でということをお認めいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方から、この新しい部会の組織、あるいは運営等について提案をお願いしたいと思います。武村課長。

武村環境保全課長 それでは、揮発性有機化合物・化学物質対策部会の組織や運営につきまして、提案をさせていただきたいと思います。

資料1－3の部会の運営要領（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、第1の趣旨でございますが、この部会は、今後の揮発性有機化合物対策と化学物質対策のあり方について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第2の組織でございますが、（1）に記載いたしますとおり、審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり、本審議会の学識経験者の委員3名以内と、第3条第2項に規定する専門委員、若干名につき、審議会の会長が指名する者で組織することといたしております。

また、審議会条例第6条第4項及び第5項で、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たること、及び部会長は、部会の会務を掌理することが定められておりますが、（2）では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務代理をすることと規定いたしております。

次に、第3の会議では、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定いたしております。

第4の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めることと規定いたしております。

以上が部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの提案に対して、御質問、御意見、特にございませんでしょうか。

山口委員。

山口委員 1点、要望がございます。

専門委員会を運営するに当たりまして、特にここの部分、働く側からしますと、最近ではクボタの石綿被害だとか、そういった部分もありますし、現場

の意見をきっちり吸収するというところで、専門委員の皆さんにぜひお願いしたいと思います。

特に、こういった新たな化学物質のところは、ここで働く人たちがたくさんおりますので、そういった労使で安全性対策というものを設置しておりますので、働く側のところからも、そういった専門知識を持っている者がございますので、ぜひ意見参考をしていただければと思っております。

南会長 ありがとうございました。

その点に関しては、会長が、部会長その他、部会委員を指名するということになっておりまして、後ほど御一任をお願いしようというふうに思っております。ただいまの山口委員の御意見、十分にしんしゃくさせていただきたいと思います。そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか、特に御質問、御意見、ございませんか。

(「なし」の声)

南会長 それでは、特にないようでございますので、この審議会としては、揮発性有機化合物・化学物質対策部会を設置することといたしまして、その組織運営に関する要領は、先ほど御提案のとおりで進めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 どうもありがとうございました。

それでは、本審議会は、審議過程を府民に明らかにして、より公正な運営を図るというような見地から、原則公開ということになっておりますので、その趣旨にのっとりまして、揮発性有機化合物・化学物質対策部会を、原則公開ということに進ませさせていただきます。

さらに、先ほど、山口委員の御指摘があったようなことでありますが、この部会に関する委員及び部会長につきましては、審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、審議会の会長が指名するということになっておりますので、私から指名させていただくということで、御一任をお願いできますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 それでは、後ほどまた事務局ともよく御相談しながら進めさせていただきたいと思っております。後日、私の方から委員並びに部会長を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項の第1項を終えまして、第2項に移らせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして議事に移ります。廃棄物処理計画の改定という問題でございますが、これについて事務局から御説明をお願いします。

田中資源循環課長 資源循環課長の田中でございます。

私の方から、資料に従いまして、諮問の内容、背景などにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料2-1の諮問文の裏に、諮問の趣旨説明をしております。廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、国が策定する基本方針に即して都道府県が策定することとされているものでございます。

現在の大阪府廃棄物処理計画は、本審議会の御答申をいただきまして、平成14年3月に、平成17年度までの5年間の計画として策定いたしましたものでございます。

計画では、府内から発生いたします廃棄物の最終処分量を、平成9年度のおおむね半分にするという平成22年度目標と、その達成を見据えて設定いたしました、平成17年度の最終処分量を数値目標として掲げております。

このため、平成18年度におきまして、平成17年度の数値目標の達成状況を確認しつつ、平成22年度目標の確実な達成に向けまして計画の改定を行うこととし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、本審議会の御意見を求めるものでございます。

続きまして、廃棄物処理計画の概要、計画改定の考え方などを資料2-2に取りまとめてございますので、こちらの方で御説明をさせていただきます。

資料左の部分に、現行の廃棄物処理計画の概要をお示しいたしております。上から4番目の項目に、現行計画の策定時の課題をまとめております。

まず、1点目といたしましては、大量に発生する廃棄物の問題がございました。大阪府域では、一般廃棄物につきましては、一人当たりの排出量が全国一でございまして、産業廃棄物につきましては、単位面積当たりの排出量が、全国平均の約9倍という状況にございました。

2点目といたしましては、廃棄物処理施設に対する不信感や、水源・森林保全のためなどから、新規の廃棄物処理施設の設置が非常に困難であったという状況がございました。

3点目といたしましては、焼却施設から発生いたしますダイオキシン類の問題や、長期保管が続いておりますPCB廃棄物の問題。

それから、4点目といたしまして、廃棄物の不法投棄など、いわゆる不適正処理の悪質化、巧妙化、広域化の問題がございました。

そして、5点目といたしまして、循環型社会を形成してまいりますためには、社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの立場と責任において、生産から流通、消費、廃棄に至るそれぞれの段階で、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分に取り組んでいくことが重要であり、府民、事業者、市町村等との連携を強化していくことが必要とされておりました。

このような状況に対応いたしますため、基本理念として、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成するを、基本方針といたしまして、廃棄物の発生抑制、排出された廃棄物のリサイクル、有効利用できない廃棄物の適正な処分及び府民、事業者、市町村との連携の4点を掲げました現行の廃棄物処理計画を、平成13年度に策定をいたしました。

計画の期間及び目標は、先ほどの諮問趣旨でも簡単に御説明いたしましたが、国の基本方針に基づきまして、最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減することを見据えつつ、目標年度の平成17年度における最終処分量を、一般廃棄物は84万トンに、産業廃棄物は111万トンに削減することといたしております。

そして、目標の達成に向けました重点施策といたしまして、資料の左下に掲げた施策を推進することといたしました。

大阪環境都市条例の制定につきましては、本審議会におきまして御検討をいただきまして、平成15年3月に大阪府循環型社会形成推進条例として制定をいたしたところでございます。

また、リサイクルや適正処理の推進のための施設整備として掲げました、大阪エコエリア構想の推進につきましては、臨海部における廃棄物最終処分場跡地や民間所有地等を活用し、民間リサイクル施設の整備を図ることなどを内容といたします大阪エコエリア構想を平成15年3月に取りまとめ、さらに昨年7月には、具体的な取り組みが進められております7事業計画を盛り込んだ大阪エコタウンプランが、環境省及び経済産業省から承認を受けたところでございます。

ダイオキシン類やPCBなどの有害化学物質対策の推進では、府内の市町村等の一般廃棄物焼却施設では改善工事等が進められまして、既にすべての施設がダイオキシン類に係る構造基準に適合いたしております。また、PCB廃棄物につきましては、近畿圏では、日本環境安全事業株式会社によりまして、処理施設の整備が進められ、高圧トランス等の処理が、平成18年8月から、大阪市内において実施される予定でございます。

また、産業廃棄物の不適正処理対策につきましては、警察本部や市町村等、関係機関と連携いたしますとともに、大阪府におきましても、現職警察官5名を含みます専任のグループを設置いたしますなど、監視、指導体制を強化してきておりまして、また、先ほど申し上げました、循環型社会形成推進条例の施行などもございまして、新たな大規模事案の発生は見られない状況となっております。

以上、現行計画の概要及びその重点施策の進捗状況について御説明をさせていただきました。

続きまして、資料の右側をごらんいただきたいと思います。上段に、現行計画の減量化目標の達成状況をまとめております。

一般廃棄物につきましては、平成15年度が確定値となる最新のデータとなっておりますが、排出量につきましては433万トンと、既に平成17年度目標の450万及び平成22年度目標の442万トンを下回るレベルまで削減が進んでおり

ます。

しかしながら再生利用量、いわゆるリサイクルされるものでございますが、これにつきましては、平成15年度実績で43万トンと、平成17年度目標の68万トンを達成するには、今後、約1.6倍に拡大する必要がございます。

また、最終処分量につきましては、平成15年度実績で74万トンと、既に平成17年度目標の84万トンを下回っておりますが、前年の平成14年度から横ばい状況であることを考えますと、平成22年度目標の56万トンの達成に向けては、先ほど御説明いたしました再生利用量の拡大が、今後重要になってくるものと考えられます。

一方、産業廃棄物につきましては、平成17年度の排出量の実態を、平成18年度に調査いたしますため、現時点では達成状況は把握できておりませんが、建設リサイクル法の施行等による再資源化促進効果が、国土交通省等の調査結果からも見られますことなどから、最終処分量は一定、削減が進んでいるものと考えられます。

続きまして、計画の改定の考え方について、資料の右下にまとめております。まず、背景といたしましては、国の基本方針が昨年5月に改正をされまして、新たに一般廃棄物処理の有料制の推進などが位置づけられたところでございます。計画の改定に際しましては、これら基本方針の改正内容の反映について検討する必要があるものと考えられます。

また、現行計画の減量化目標は、国の基本方針の減量化目標に即し、最終処分量を、平成22年度に平成9年度に比べて半減することとし、平成17年度の間目標を設定いたしておりますことから、計画の改定に際しましては、平成22年度目標を確実に達成するための方策について検討する必要があると考えられます。

さらに、現行計画の計画期間中に、リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる3Rの推進による循環型社会の形成に向けた取り組みが進展している状況を踏まえまして、廃棄物処理計画においても、これまで以上に、循環型社会の形成に重点を置いた取り組みが求められているものと考えられます。

このような状況を踏まえまして、計画改定の基本的な考え方といたしまして

は、循環型社会形成推進に向けました社会の取り組みの進展や国の基本方針との整合を図り、平成17年度での目標の達成状況の確認を行いました上で、平成22年度の目標の確実な達成に向け、必要な施策の見直しを行うことが必要と考えられます。

最後に、計画の改定のスケジュールでございますが、今年中に中間報告案をまとめました上で、府民の皆様等の御意見をお聞きし、平成18年度中には最終の答申をいただければと考えております。

なお、資料2-3として、廃棄物・リサイクル関連法の体系図、廃棄物処理計画とその他の計画の関連図、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理計画に係る条項の抜粋を、また、資料2-4といたしまして、現行計画の概要版を参考資料として添付いたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

南会長 田中課長、どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、あるいは御意見、ございますでしょうか。

どうぞ、原田委員。

原田委員 大阪府の姿勢だけをちょっと聞いておきたいんですが、資料2-2に一般廃棄物減量化目標の達成状況と数字を挙げていただいております。産業廃棄物も、平成17年度実績を予定と、実態調査を平成18年度に予定をされておるといことですが、府のこれまでの姿勢というのは、一般廃棄物に対して余り積極的に言ってこられなかったように思っております。この資料2-3の方にも、一般廃棄物処理計画は「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」市町村固有の事業であるということが書いてあるわけですが、今後大阪府は、一般廃棄物について、どのような施策で臨んでいかれるのか、今までどおり、各市町村のされることであるから、積極的に口出しはしないという姿勢で取り組んでいかれるのか、その点だけちょっとお聞きしたいんですが。

南会長 ありがとうございます。

事務局、回答、田中課長。

田中資源循環課長 今、原田先生の御質問でございますけれども、府といたしましては、これまでも基本的に何もしてこなかったということではございませんで、府なりにいろいろな、府としてできる一般廃棄物の例えば減量抑制の啓発といった事業を市町村と一緒に、あるいは事業者、あるいは消費者団体の方々と一緒に進めてきた経緯がございます。

御指摘の件は、この一般廃棄物の処理というものが、市町村としての固有事務という限界がある中で、府としての役割はどういう役割があるのかということだろうと思っております。

府といたしましては、今後も引き続き、一般廃棄物の排出抑制等が進みますように、市町村と連携をしながら、一つは、これまでもやっておりますが、例えば、容器包装リサイクル法に基づきます分別収集促進計画というものを推進しております。これは、各市町村が分別収集計画を策定されるのに基づいて、府がそれをまとめて促進計画をつくるものですが、そうした際にも、市町村と十分ヒアリングをしながら、分別の促進などに取り組んでおりまして、今後もその推進に努めてまいりたいと思っております。

さらには、広域的自治体としての府としてでなければできないような広域的な啓発であるとか、そういったことも含めまして、いろいろ府民とも協力をしながら進めてまいりたい。特に、先ほど御説明しました中にもありましたように、今後、やはりリサイクルが非常に重要になってくるという中におきましては、その促進について、府としても、一定役割を果たしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

南会長 どうぞ。

原田委員 今までも全く取り組んでいないということで発言させていただけるんじゃないかと、十分承知しとるんですが、今も出てきましたよね、言葉の中にね。これ以上のことはできないという、国との関係ということと言われるんだけど、これから一般廃棄物、家庭から出るごみというのは、処理できる施設そのものも無限大にあるわけやないというのは、だんだんわかって

きました。だから、府が積極的にそれに取り組んでいかないといかんと思ってるんです。

それで、国の方のということであれば、国の方と話をして、市町村は大阪府に期待するんですよね。ところが大阪府も一生懸命やってもらっただけども、いつも最後のところで、それは市町村の固有の事業でということ、国の方の定めがありますのでという話でとまってしまうんです。そうじゃなくて、そのとまってしまうことじゃなくて、国の施策も切り崩すと言ったらいかんですけど、改正をしてもらうような動きをしてほしいということを申し上げとるんで、大阪府が積極的に取り組んでいただいておりますということは十分承知しながら、最後にいつもその言葉が出てくるんで、ならば、国との施策をもう少し話をしていただいておりますということを申し上げておると御理解をいただきたいと思っております。

ここでどうこう言う、答えをもらえというようなことでないことは十分わかっておりますので、その辺のところはひとつよろしく願いをいたします。

南会長 原田委員、ありがとうございました。

事務局の方も、今の原田委員の御意見、十分に受けとめていただきたいというふうに思います。

どうぞ、山口委員。

山口委員 先ほどの発言と関連になりますけれども、以前からこの場で申し上げておりますが、いわゆる職場、事業主、事業系のごみ処理、それから一般家庭でのごみ処理、これが全く違うということで、例えば、大阪府下のある都市に住んでても、大阪市域内のところでは、すべてが事業所系ごみということで、分別がなされたとしても焼却処理をされてしまうという、非常に矛盾点で今、ごみ処理が終わっております。

そういった中で、やっぱりこの廃棄物につきましては、大阪府が広域的に行政指導というんですか、リーダーシップをとる中で、基準値を設けていただきたいと思っております。

特に、今回、堺市も政令指定都市ということで、大阪府では二つの政令指定都市がある中で、政令指定都市と、それと大阪府、都道府県と違うというこ

とでは、なかなかこれは進まない状況であると思います。

先ほどの説明の中で、リサイクルというふうに重点的に挙げられておりますが、これは循環型社会であるならば、リデュース、それと徹底してあるものを使っていくという、そういったシステム、教育ですね、そういったものを重点的に置かなければ、このごみ処理、ごみの問題は解決しないと思いますので、基本的なことをもう一度、御確認させていただきたいなと思っております。

南会長 ありがとうございました。

ただいまの山口委員の御意見は、すぐに、この改正にどうやって盛り込むかということよりも、お考え、そして今後の教育まで含めて、あり方に対する御意見というふうに承ってよろしゅうございますでしょうか。

大変、この一般ごみに関しては、この環境問題、いつもそういうところで難しい問題がございますが、とにかく一人一人が気をつけていく、そういうふうにししないと、なかなかうまく社会も回らないと。そういうあたりの個人の自覚、あるいは責任、そういう問題が、相当強く絡んでいることと思いますし、今の一般ごみに関しては、特にそういう考え方を教育にまで反映させて、それぞれ国民一人一人、府民一人一人が取り組んでいくということが、非常に重要なことだと思います。

また、山口委員のお考え、十分に認識いたしました。それらをどうやってこの改定に盛り込んでいけるかという問題と、実際に実行に当たっては、みんなが気をつけるという、そういうふうな点に対する御意見というふうに承らせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、小谷委員。

小谷委員 先ほどの御説明の中で、国の基本方針が改正されたということで、一般廃棄物処理の有料制の推進ということが位置づけられているように説明されました。これは、今の大阪府民の皆さんの実態からすると、大阪府の皆さんの可処分所得も今落ちている状況ですし、経済状況も格差の広がりということで、なかなか厳しい生活をされていることも多いということで、一方的に有料化というふうになりますと、府民生活に及ぼす影響が大きいのでは

ないかということで大変心配します。その点が1点と。

もう1点は、リサイクルに努めていくというふうに今おっしゃられましたけど、もう1点、私は事業者の方が、製造段階から最終処理まで責任を負う仕組み、拡大生産者責任の原則、このことを検討内容に十分入れていただきたいというふうに思います。

特に、この間、今もお話に出ておりましたけども、使用後に回収されて繰り返し使用される容器、リターナブル容器というのが減少する一方で、リサイクル対象の缶とか紙パック、ペットボトル、プラスチック、1回しか使えないワンウェイの容器が増大してくるというような状況もあります。ですから、発生源のところで、製造段階のところで発生を抑制していくということも含めて検討していきませんか、ただ、どんどんふえてきているごみをリサイクルするということになると、それぞれの市町村への負担も大きくなりますし、一般家庭への負担もふえてきますので、そういったことも含めて、ぜひ次の計画は検討していただきたいというふうに意見を申し述べておきます。

南会長 御意見は承りました。今の問題は結局また製造というところまでさかのぼりますと、コストアップとかですね、非常にトータルとしての大きな問題を含んでくる、そういう問題。ともかくリサイクルできる、あるいは容易にできる、そういうものにしようとする、製造コストのアップ、あるいは使用できる材質に対する非常に強い制限、そういう問題もあって、なかなか単純な解決は難しいのではないかと思います。御意見として承って、部会での、また検討の際にも十分配慮いただければと願っております。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声)

南会長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局から、これも先ほどと同様であります、新たな専門部会を設置して、やはり集中的に検討いただいて、その結果を、この審議会で御議論いただくと、そういう方向で進ませてもらいたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 特に御異論ないと思いますので、その方向で進ませていただきます。

それでは、事務局からは、この部会の組織、あるいは運営等についての提案をお願いします。田中課長。

田中資源循環課長 それでは、廃棄物処理計画部会の設置及び部会の組織、運営につきまして御提案をさせていただきます。

資料2-5の廃棄物処理計画部会の運営要領（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、第1の趣旨でございますが、この部会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第2項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定につきまして検討を行いますため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第2の組織についてでございますが、（1）に記載いたしますとおり、同審議会条例第2条第1項第1号に規定いたします委員、つまり、本審議会の学識経験者の委員4名以内と、同審議会条例第3条第2項に規定いたします専門委員、若干人のうち、審議会の会長が指名する者で組織することといたしております。

また、同審議会条例第6条第4項及び第5項で、部会に部会長を置き、審議会の会長が指名する委員がこれに当たりますこと、及び、部会長は、部会の会務を掌理することが定められておりますが、（2）では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者とその職務を代理することと規定いたしております。

次に、第3の会議では、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定いたしております。

第4の補則では、この要領に定めますもののほか、部会の運営に関しまして必要な事項は、部会長が定めることを規定いたしております。

以上が、部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明、よろしゅうございますでしょうか。御了解い

ただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 どうもありがとうございました。

それでは、当審議会に廃棄物処理計画部会を設置して、その組織、運営、今、提案のような形で進ませていただきます。

これも、先ほどの第1の議案と同じであります。原則公開と。そして、委員並びに部会長は、私の方から指名させていただくということで御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 どうもありがとうございます。

それでは、後ほど委員並びに部会長は、事務局ともよく相談した上で指名させていただきます。

審議事項は、以上の2点でございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項、まず第1件目は、温泉部会の決議事項報告ということで、本審議会に常設の部会であります温泉部会がございますが、そこで御審議いただきましたその内容について、熊井部会長の方から御報告をお願いします。

熊井委員 それでは、温泉部会の方から報告いたします。

事前に送付されております資料3に基づいて温泉部会の報告をいたしますが、この部会は、前回のこの環境審議会以降、ことし2月15日に開かれた部会の報告であります。大阪府知事から諮問があったことについて、温泉法第28条の規定に基づきまして審議を行った結果を、同日付で、これは環境審議会会長から知事あての答申ということで答申いたしました。根拠といたしましては、大阪府環境審議会温泉部会運営要領第3条の6項に基づいたものです。

この日、審議しましたことは、別紙にありますように、掘削の件が11件、それから動力装置に関するものが2件であります。

掘削に関する11件のうち、堺市の三原台の2件と、それから東大阪の2件につきましては、前回ここで報告いたしましたように、同じ800メートルという影響圏の中に同時に申請があったもので、これについては、今回も許可する

ことは適当でないという答申をいたしました。

ほかのものについては、問題なく支障がないということで答申いたしております。

以上です。

南会長 ありがとうございます。

ただいまの温泉部会、熊井部会長からの御報告、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 特にないと考えまして、御報告ありがとうございました、熊井先生。

それでは、報告事項二つ目、18年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画、この案件は、水質汚濁防止法の規定によりまして毎年度策定するという事になっておりまして、本審議会の常設部会であります水質測定計画部会において、本審議会にかわって大阪府から諮問を受けて、審議いただいております。これにつきましては、部会長、村岡先生の方から御報告をお願いいたします。先生、よろしくお願ひします。

村岡委員 水質測定計画部会の村岡でございます。

平成18年2月8日付で、知事から大阪府環境審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について環境審議会に諮問が出されておりました、同日、水質測定計画部会で審議いたしましたので、その決議事項について御報告したいと思います。座らせていただきます。

資料といたしまして4-1を準備していただいておりますが、その裏面をごらんください。

18年度の測定計画を立てるのが主目的でありますけれども、直近の測定結果ということで、平成16年度における府下の水質状況をまず検討いたしました。府下の河川水質の状況は、105河川144地点で調査を行っておりまして、その結果、人の健康の保護に関する項目、これは健康項目と言っておりますけれども、鉛が1地点、ほう素が6地点、ふっ素が6地点、こういったところで環境基準を達成しませんでした。しかし、その他の23項目につきましては、

この23項目というのは、重金属とか、農薬とか、揮発性有機化合物とか、そういうものでありますが、その23項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成いたしました。

環境基準を達成しなかった地点でありますけれども、ほう素の6地点、それからふっ素の6地点のうち4地点、これは汽水域でございまして、海水の侵入があるということで、これは自然的要因であろうというふうな判断をしておりますが、ふっ素の2地点につきましては、原因と考えられる使用事業場に対しまして、排水処理の徹底や代替品への切りかえを指導していただいておりますとよく思っておりますが、引き続き監視を行っております。また、鉛の1地点につきましては、周辺に使用事業場がありませんで、原因の特定に至っておりません。そこで、引き続き監視を行うということで、それを行っております。

次に、河川の代表的な汚濁指標であるBODを見てみますと、環境基準が定められている80水域のうち、59河川水域で基準を達成しております、その達成率は73.8%。平成15年度の66.3%と比較いたしまして、やや上昇しているという状況でございます。

しかし、現実には、16年度の環境省の発表によりましては、ワースト5というのが示されておりますけれども、その中に依然として大阪府下の西除川、見出川、この二つの河川がワースト5の中に入っておるという状況でございます。その一方で、15年度では、近木川が、ここ10年来、非常に水質の改善がなされたということで、これも環境省の方の報告で、改善水域の例といたしまして、上位5位に入るといふようなことを言っております。しかしそれによって胸が晴れるぐらいの立派な水質になったわけではございませんので、今後ますますそういったところの水質の改善は必要なところと思われまます。

海域でございまして、海域の代表的な汚濁指標であるCODで見ますと、兵庫県の地点を含む大阪湾の海域における環境基準の達成率は66.7%、3分の2でございまして、湾奥の方のC類型の海域では、環境基準を達成しておりますけれども、沖合のB領域、あるいはA領域、こういったところでは達成し

ていませんでした。また、富栄養化現象の原因になります窒素、あるいはりん、これに関しまして、全窒素及び全りんにおきましては、平成16年度、沖合のⅡ類型の海域において、全りんを除き環境基準を達成しておりました。全りんだけが環境基準を達成しなかったということでございます。

次に、地下水の状況ですけれども、府域全体の地下水質の状況を把握するのに概況調査というのをやります。これを86地点行いまして、そのうち82地点、95.3%で環境基準を達成しておりました。この概況調査の結果によりまして、地下水の水質が懸念されるような、こういうところでは汚染の範囲を調査するとか、あるいはどこから汚染が来ているかということもあわせて調べるために、汚染井戸の周辺地区の調査というのを行います。この調査を128地点で行ったところ、120地点、93.8%で環境基準を達成しておりました。

また、地下水の汚染が判明している地区では、ずっとこれまで継続監視をいたします。これを定期モニタリング調査といいまして、144地点で行い、87地点、60.4%で環境基準を達成しておりました。

以上のような水質の現況を踏まえまして、諮問の内容であるところの平成18年度の水質測定計画の内容につきまして、資料4-2、ちょっと分厚い冊子になっておりますが、このようにまとめております。

まず、公共用水域では、河川の水質につきまして105カ川、144地点、底質に関しましては49地点、海域の水質につきましては22地点、海域の底質につきまして15地点で調査を実施するという事になっております。

一方、地下水の方ですけれども、水質測定計画の内容は、概況調査を81地点、定期モニタリング調査を143地点で実施するという内容になっております。

この測定計画の内容が、前年度の平成17年度の計画とどこが違うかという主な変更点でございますけれども、公共用水域につきましては、環境省が示しております水質モニタリング方式効率化指針、これがございまして、これに基づいて、一定の条件を満たす項目については測定回数を減らすとか、あるいはローリングをやって何年かに一度やるとか、そういうふうな見直しができます。

ただ、効率化ということで、測定地点を減らすということだけではなくて、

当然、内容によりまして測定を強化しないといけないという地点もございますので、そういったものを、かなりのところで見直しておるということもございます。

また、環境省が、公共用水域及び地下水の常時監視の基本的な方針を示した処理基準の改正に伴いまして、やはり、測定地点や測定項目の設定の基本的な考え方などの、記載内容の一部変更や追加を行っておるということもございます。

大体、以上が審議しました結果でございます、平成18年度の水質測定計画を原案どおり承認いたしました。

以上で報告を終わります。

南会長 村岡先生、どうもありがとうございました。

非常に18年度の詳細な計画、それがこの資料4-2にございますが、それらの要点だけをただいま御説明いただきました。公共用水域、それから地下水の水質測定計画について、御質問、御意見、ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

南会長 こういう方向で18年度進むということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

南会長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の3番目、悪臭防止法に基づく臭気指数規制導入という問題について、事務局の方から御説明をお願いします。

木許事業所指導課長 事業所指導課長の木許でございます。

それでは、悪臭防止法に基づく臭気指数規制を18年度から導入することになりますので、現状、今後の課題等につきまして、報告をさせていただきます。資料5でございます。

まず左上でございますが、府域における悪臭に関する現状でございますが、悪臭苦情の件数は平成8年から増加し、この5年間は、年間約1,100件から1,300件と高い水準で横ばいの傾向にございます。

また、発生源別の苦情件数ですが、飲食業や廃棄物処理場、サービス業等の

都市生活型が最も多く約6割となっております、次いで、製造工場や畜産農業となっております。

また、用途地域別では、住居系地域がおおむね半数でございます、次いで工業系地域が約3割、商業系地域が約1割という現況でございます。

それから悪臭の防止対策でございますが、悪臭防止法では、府知事及び政令都市の市長が、規制地域と規制基準を設定しまして、市町村長が規制事務である事業場での立ち入り、報告聴取、改善勧告、改善命令等を行う、そのような仕組みとなっております。

規制地域としては、昭和48年4月以降、政令市を含め、府域全域を指定しております、規制基準につきましては、アンモニア等の特定の悪臭物質が22物質でございますが、その濃度で規制しております、その基準値につきましては、法で定める範囲で最も厳しい下限値が設定されております。

また、府は規制事務を担当する市町村に対しまして、測定方法や悪臭防止技術等の研修会の開催など、技術的な支援等を行ってきております。

しかしながら、特定悪臭物質22物質以外の物質による苦情や、多種多様な悪臭物質による複合的なにおいによる苦情が多くなりまして、適切な対応を図ることが課題となっております。

次に、左下、国等の動向でございますが、平成7年に悪臭防止法が改正されて、特定悪臭物質の濃度規制に代えて、複合的な臭気に対応するため、人の嗅覚を利用した臭気指数規制の導入が可能になりました。臭気指数規制は、臭気が感知できなくなるまでの希釈の倍数を基礎とした規制でございます、その指数は希釈倍数の対数を10倍して求められるということになっております。

具体的な実際の測定方法でございますが、まず、現地の事業場で悪臭ガスを10リットル程度、ポリエステル製の袋等に試料採取いたします。その後、判定試験の部屋で、所要の希釈倍数に調整したにおい袋1個と、それから無臭の、においのない空気のみを注入した、におい袋2個、計3個のにおい袋から、正常な嗅覚を有するパネル6名がかぎ分けて判定します。このような操作を3回繰り返しまして、さらに希釈倍数を変えて再度3回繰り返し試験を

行いまして、統計的な処理によりまして臭気指数を算定する、そのような作業でございます。

このような、人の嗅覚を利用した測定方法は、アメリカやフランス等の諸外国におきましても採用されておりました、悪臭に対する地域住民の、その被害感覚に合致すると、そのように報告されております。

さらに、国におきまして、平成11年に気体排出口における規制基準を、平成12年には排出水の規制基準を設定しまして、また、地方自治体における臭気指数規制の導入促進のために、平成13年から14年に、測定精度管理マニュアルなどを整備しております。

そして、国におけるマニュアル等の整備によりまして、臭気指数規制を導入する地方自治体が増加いたしまして、平成14年3月末で、7都道府県、66市区町村でありました導入市町村が、平成17年3月末現在では、18都道府県、229市区町村になっておるところでございます。

府域におきましては、初めて大阪市が、本年の1月27日に規制地域を大阪府域全域とする臭気指数規制を告示いたしまして、4月1日から施行することとなっております。

なお、近畿圏で悪臭防止法に基づく臭気指数規制を導入しているのは、現在、滋賀県の3市4町のみとなっております。

続きまして、資料の右上でございます、臭気指数規制の導入の考え方でございますが、現行の濃度規制では、多種多様な悪臭による複合臭等の評価が困難であることから、今後、府域におきましても、人の嗅覚により測定する規制方式である、臭気指数規制の導入を促進していきたいと考えております。

その規制地域の指定につきましては、市町村における測定体制の整備、それから導入意向等を踏まえまして、関係市町村と協議が整ったところから順次、地域指定を行ってまいりたいと思っております。

また、規制基準の設定につきましては、府域の自然的、社会的条件、すなわち事業場や土地利用等の実態、それから現行の対策との整合等を考慮いたしまして、敷地境界線における規制基準につきましては、現行対策が、臭気強度2.5に対応する物質濃度で規制しているところから、この臭気指数規制につ

きましても、右に表がございますが、臭気強度2.5に対応する臭気指数の範囲、10から15の下限值である臭気指数10を規制基準とする考えでございます。

最後に今後の対応でございますが、平成18年度における臭気指数規制の導入地域は、今年度行いました導入意向調査で、導入に対しまして同意のありました泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町の区域を指定してまいりたいと思っております。

その規制基準値ですが、敷地境界線で臭気指数を10、気体排出口及び排出水における規制基準値は、敷地境界線における規制基準値に適合するよう、悪臭防止法施行規則第6条の2及び3に規定された算定方式によるものとしております。

この導入に向けましたスケジュールでございますが、現在、法に基づく市町村長の意見聴取を行っているところですが、1カ月間のパブリックコメントを実施いたしまして、その後、規制地域の告示を行いまして、施行日は平成18年6月1日を予定しているところでございます。

今後の府域における臭気指数規制の導入でございますが、市町村の意向把握、関係市町村との調整・協議の上、順次、臭気指数規制の地域の拡大を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

南会長 木許課長、ありがとうございました。

ただいま、この悪臭防止法による臭気指数規制、単一物質でありますと、濃度による規制というのが意味がありますが、このにおいだとか、あるいは悪臭というのは非常に複雑で、複合的なそういう悪臭の場合、なかなか濃度でははかりがたいということがあって、これ人間の感覚を取り入れる臭気指数規制という、そういう説明、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

南会長 特にないようでございます。ありがとうございました。

これで本日、予定しております議事を終了させていただきます。皆さん、議事進行に御協力ありがとうございました。

では事務局の方、よろしく申し上げます。

司会（児林補佐） 南会長、ありがとうございました。

議事で掲げております、その他4につきましては、特に予定しておりません。

最後になりますが、事務的な内容といたしまして、本年4月1日に堺市が政令指定都市に移行されることから、本審議会に堺市長も参画していただきたく、これに係る環境審議会条例の改正を大阪府議会2月定例会に提案し、可決されました。次回の審議会では堺市長も参画されますので、お知らせいたします。

本日、予定しておりましたものは以上でございます。これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

南会長 どうも長時間、ありがとうございました。